



政府統計

令和7年8月6日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

統計管理官 渡邊 学

室長補佐 細野 晃司

毎勤調整係・企画調整係

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 7609, 7610)

(直通電話) 03(6812)7819

報道関係者 各位

毎月勤労統計調査 令和7年6月分結果速報 を公表します

このたび、毎月勤労統計調査令和7年6月分結果速報をとりまとめましたので、公表します。

【調査結果のポイント】 ※1 () 内は前年同月比を示す。

※2 断りのない限り事業所規模5人以上の結果。

1 名目賃金（一人平均）

(1) 就業形態計

- | | | |
|------------------|------------------|------------|
| ・現金給与総額 [規模5人以上] | 511,210円 (2.5%増) | ※42カ月連続プラス |
| 〔規模30人以上〕 | 619,893円 (2.8%増) | ※52カ月連続プラス |
| ・きまって支給する給与 | 289,819円 (2.1%増) | ※44カ月連続プラス |
| ・所定内給与 | 270,244円 (2.1%増) | ※44カ月連続プラス |
| ・特別に支払われた給与 | 221,391円 (3.0%増) | |

(2) 一般労働者

- | | | |
|---------|------------------|------------|
| ・現金給与総額 | 685,150円 (3.0%増) | ※51カ月連続プラス |
| ・所定内給与 | 342,784円 (2.5%増) | ※53カ月連続プラス |

(3) パートタイム労働者

- | | | |
|-----------------|----------------|------------|
| ・時間当たり給与（所定内給与） | 1,388円 (4.0%増) | ※48カ月連続プラス |
|-----------------|----------------|------------|

2 実質賃金指数（令和2年平均=100）

○消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で実質化したもの

- | | | |
|---------|---------------|------------|
| ・現金給与総額 | 141.1 (1.3%減) | ※6カ月連続マイナス |
|---------|---------------|------------|

（参考）消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年同月比 3.8%上昇

○消費者物価指数（総合）で実質化したもの

- | | | |
|---------|---------------|------------|
| ・現金給与総額 | 143.8 (0.7%減) | ※6カ月連続マイナス |
|---------|---------------|------------|

（参考）消費者物価指数（総合）の前年同月比 3.3%上昇

※1 令和7年1月に調査対象事業所の部分入替えを行いました。1月において入替えを行う前後の新旧の結果を比較したところ、現金給与総額では-2,541円 (-0.9%)、きまって支給する給与では-1,897円 (-0.7%) の断層が生じています。

※2 速報値は、確報で改訂される場合があります。

※3 その他の調査結果に関する留意事項については、概況最終頁及び厚生労働省ホームページ
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1c.html#02>) の利用上の注意をご覧ください。

用語の説明

・現金給与総額

…賃金、給与、手当、賞与その他の名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費等を差し引く前の金額である。

以下に述べる「きまつて支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額。

・きまつて支給する給与（定期給与）

…労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。

・所定内給与

…きまつて支給する給与のうち次の所定外給与以外のもの。

・所定外給与（超過労働給与）

…所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

・特別に支払われた給与（特別給与）

…労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの。

①夏冬の賞与、期末手当等の一時金

②支給事由の発生が不定期なもの

③3ヶ月を超える期間で算定される手当等（6ヶ月分支払われる通勤手当等）

④いわゆるベースアップの差額追給分

用語			具体例
現金給与 総額	きまつて支給 する給与	所定内給与	基本給、職務手当、地域手当、家族手当
		所定外給与	時間外手当、早朝出勤手当、休日手当、深夜手当
	特別に支払われた給与		賞与、（3ヶ月を超える）通勤手当

・実質賃金

…名目賃金指数を「消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）」及び「消費者物価指数（総合）」で除して算出している。持家の帰属家賃とは、持家を借家とみなした場合支払われるであろう家賃のことである。

本調査では、賃金の購買力を示すため、実際に取引が行われている財・サービスに限定している「消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）」を用いて算出し、また、国際比較のため、「消費者物価指数（総合）」を用いて算出している。